

## 商品概要説明書

### J A大型営農ローン

(令和2年4月1日現在)

商品名	J A大型営農ローン
ご利用いただける方	<p>○ J Aの組合員の方。</p> <p>○ J Aとの間で営農にかかる貸越取引および J A営農ローン、J A大型営農ローン取引を行っていない方。</p> <p>○ J Aが指定する保証機関（徳島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</p> <p>○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。</p> <p><b>【個人の方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ご契約時の年齢が 20 歳以上 75 歳未満の方。</li><li>・ 前年度税込年収が 300 万円超ある方（農業所得と給与収入・その他の所得の合算額とします。）。</li><li>・ 現在の住所に 1 年以上居住している方。 現在の住所に居住 1 年未満であるが、自己住宅（家族名義を含む。）である。</li></ul> <p><b>【法人の方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 直前の決算で繰越欠損金がない方。</li><li>・ 三期分の決算書等が提出できる方。</li><li>・ 設立後 1 年未満の場合は、取締役または構成員（常勤役員）の前年度年収が 300 万円超である方。</li></ul>
資金使途	○ 営農に必要なご資金とします。
契約金額	○ 300 万円超、1,000 万円以内（ご契約額は 10 万円単位）とします。
契約期間	○ ご契約日から 1 年（1 年後の応答日の前日まで）とします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、75 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○ J A所定の金利とします。なお、お借入利率とは別に、年 0.5 %の保証料が必要となります。 ○ 金利は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○ 指定営農口座にご入金された農産物代金その他の資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当させていただきます。
利息の計算方法	○ 毎日の最終残高について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○ 原則不要です。
保証人	○ J Aが指定する保証機関（徳島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。

	<p>○ 連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましても、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>
<p>苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA本支店（所）にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。JAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）（※1）</li> <li>・ 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）（※1）</li> <li>・ 民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）（※2）</li> </ul> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。（※3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>○ お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ その他ご不明の点がございましたら、JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

## JAバンク徳島

※1 「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合

※2 「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合

※3 東京三弁護士会を選定した場合